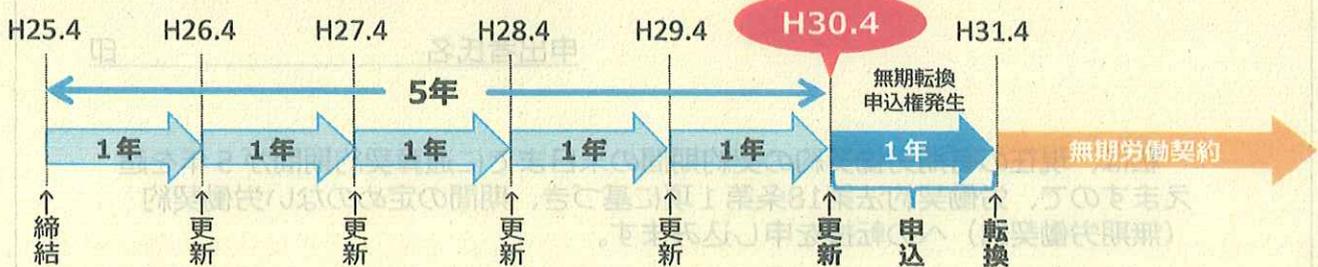


安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

お困りの場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



参考様式 無期労働契約転換申込書・受理通知書の例

無期労働契約転換申込書

殿

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 平成 年 月 日

職氏名 印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。

定年後の無期転換ルールの特例とは？

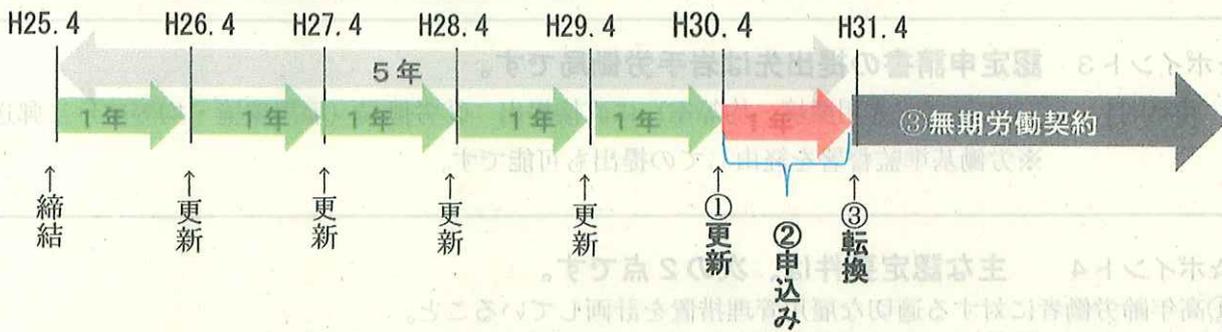
労働契約法に基づく「無期転換ルール」の特例を定めた「専門的知識等を有する有期労働者等に関する特別措置法（有期雇用特別措置法）」が平成27年4月1日に施行されました。

通常は、同一の使用者との間で有期労働契約が通算5年を超えて繰返し更新された場合に、労働者の申込みにより無期労働契約に転換することとなりますが、有期雇用特別措置法に基づく特例が認定された場合は定年後の有期雇用労働者に無期転換申込権は発生しません。

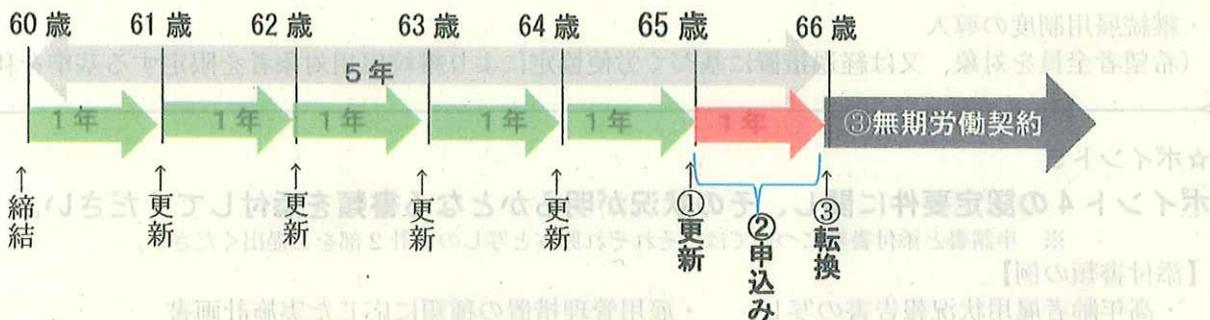
※有期雇用特別措置法の適用には、労働局長の認定が必要です。

無期労働契約転換が繰返し通算5年を超える場合

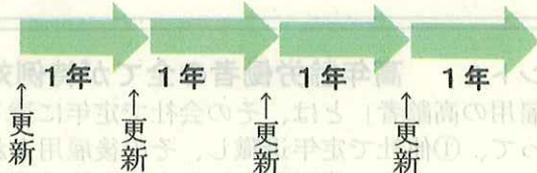
【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合】



60歳定年後、継続雇用で1年の有期労働契約を更新する場合



認定を受けると、無期転換申込権が発生しないため、有期労働契約を更新していくことが可能です。



無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限を一方的に設けたとしても雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

有期雇用特別措置法

第二種計画認定申請 6つのポイント

定年後継続雇用される有期雇用労働者の無期転換ルールの特例は、岩手労働局への申請が必要です。

「継続雇用の高齢者にかかる認定申請（第二種計画認定申請）」について、6つのポイントをご説明します。

☆ポイント1

認定は企業単位です。

認定申請は、本社・本店が行ってください。
支店・営業所等からの申請はできません。

☆ポイント2

認定申請の時点で特例の対象となる労働者がいなくても、**将来対象労働者が生じる見込みがあれば申請可能です。**

☆ポイント3 認定申請書の提出先は岩手労働局です。

【原則】 ①労働局（雇用環境・均等室）に直接提出 ②労働局（雇用環境・均等室）に郵送
※労働基準監督署を経由しての提出も可能です。

☆ポイント4 主な認定要件は、次の2点です。

- ①高年齢労働者に対する適切な雇用管理措置を計画していること。
・高年齢者雇用推進者の選任や職業訓練の実施、作業施設・方法の改善などの中から一つ以上実施
- ②申請時点において、高年齢雇用確保措置を完了していること。
・65歳以上への定年の引き上げ
又は
・継続雇用制度の導入
(希望者全員を対象、又は経過措置に基づく労使協定により継続雇用対象者を限定する基準を利用)

☆ポイント5

ポイント4の認定要件に関し、その状況が明らかとなる書類を添付してください。

※ 申請書と添付書類については、それぞれ原本と写しの合計2部をご提出ください。

【添付書類の例】

- ・高年齢者雇用状況報告書の写し
- ・雇用管理措置の種類に応じた実施計画書
- ・就業規則の写し
- ・継続雇用にかかる労使協定の写し など

☆ポイント6 高年齢労働者の全てが特例対象となるわけではありません。

「継続雇用の高齢者」とは、その会社で定年に達し引き続いて雇用される労働者を指します。
したがって、①他社で定年退職し、その後雇用された労働者

(その後雇用された会社が特殊関係事業主の場合は除く)

②定年に達しない時点で無期雇用から有期雇用に転換した労働者は、
特例の対象にならず、有期労働契約が通算して5年を超えた時点で無期転換申込権が発生します。

ご不明な点につきましては、**岩手労働局 雇用環境・均等室**までお問い合わせください。

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15盛岡第2合同庁舎5F 電話 019-604-3010